

いじめ防止に向けた取組の充実を図る

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす重大な問題であることから、学校におけるいじめ防止のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図っていくことが不可欠です。本リーフレットは、令和6年5月28日及び令和7年1月24日に開催した「令和6年度府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」において協議された内容をもとに、市立小・中学校におけるいじめ防止に向けた取組の充実を図るためのポイントをまとめたものとなります。本リーフレットを参照いただき、各学校のいじめ防止に向けた取組の一層の充実を図っていただきますようお願いいたします。

1 未然防止に向けた取組

◆「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と保護者・地域との連携

「学校いじめ防止基本方針」について研修等を通じて教員一人一人の理解の促進を図ったうえで、「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を保護者会等で説明するなど、見守り体制の協力の依頼をします。また、学童クラブや放課後子供教室（けやキッズ）とも積極的に情報共有するなど連携し、いじめの未然防止、早期解決を図ります。

「学校いじめ防止基本方針」の理解促進に向けた取組例

学校いじめ防止基本方針
の理解



学校で作成している「学校いじめ防止基本方針」を全員で読む時間をとる。

教員一人一人が説明するため
の原稿を作成



保護者へ説明するための原稿を学年ごとに相談して作成する。

作成した原稿で
保護者に説明



作成した原稿を管理職が確認し、了承を得た原稿を使って保護者に説明する。

2 早期発見に向けた取組

◆積極的に児童・生徒の状況把握を行うためのタブレット端末の活用

市教育委員会では、児童・生徒の心や身体のSOSを早期に把握し、問題が表面化する前から積極的かつ適切な支援を実施するために、タブレット端末を活用した心や体調の変化の早期発見（「心の健康観察」）を図る取組を推進しています

「心の健康観察※」はいじめの未然防止や早期発見・早期対応にも効果的です。

※名称は学校によって異なります。

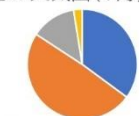


期待される効果

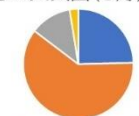
- (1) タブレット端末を活用することで、児童・生徒の心の健康状態を学級担任だけでなく、管理職や生活指導主任、学年の教員等と**即時共有**することができる。
- (2) タブレット端末を活用することで、言語化することが苦手な児童・生徒が自分の**不安や悩み等**を表出しやすくなる。
- (3) 児童・生徒が、担任だけでなく**様々な教員や関係機関に援助要請**することが容易になる。
- (4) 不登校及び不登校傾向の児童・生徒や長期休業期間等、教員が直接対応することができない場合にも、**時間と空間を越えて実施**することができる。

【市内 A 中学校「心の健康観察（「心の天気図」）の調査結果】

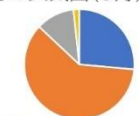
心の天気図（7月）



心の天気図（8月）



心の天気図（9月）



心の天気図（10月）



「雷（黄色）」マークの早期対応が必要な児童・生徒は、毎月2～3%いる。
「雨」マークの児童・生徒は、毎月13%程度いる。

▶ 担任等との面談、SC との接続、保護者との連携など、積極的な支援を実施

3 早期対応、重大事態への対処

◆いじめに関する研修の実施

全ての教職員が、「いじめ」の定義を十分に理解し、児童・生徒の様子から軽微な段階でいじめに気付くとともに、適切に組織的な対応を行うことができるよう校内で研修を実施します。また、事例検討や具体的な場面を想定したロールプレイ、シミュレーション演習等、実践的な研修を積極的に実施し、いじめへの対応力の向上を図ります。

「事例検討」を取り入れた研修例(想定時間15分)

① 事例を読み、いじめに当たる事案か考える。【2分】

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手な B さんはミスをし、A さんからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それにより B さんはとても嫌な気持ちになった。見かねた C さんが「それ以上いったらかわいそうだよ。」と言ったところ、A さんはそれ以上言うのをやめ、それ以来、B さんは A さんから嫌なことを言われたりしていない。その後、B さんもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、A さんと昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

出典：いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻 P72（令和3年2月 東京都教育委員会）

② いじめに当たる事案か、小集団で話し合う。【10分】

③ 担当者からいじめの定義等について説明する。【3分】

「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる心身の苦痛に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、この場合、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有することが必要となる。

- 短時間で定期的の実施する。
- 校内における未然防止や早期解決等につながった好事例も積極的に利用する。



◆チェックリストを活用したいじめ重大事態への対応

いじめ重大事態が発生した際には、学校と教育委員会が連携して、円滑かつ適切な重大事態調査の実施及びいじめ対象児童・生徒や保護者等に寄り添った対応をする必要があります。令和6年8月に改定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の特徴の一つであるチェックリストを活用し、平時からの備えといじめ重大事態が発生した際の調査の実施について、校内で共通理解を図ります。

チェックリスト①

重大事態に対する平時からの備え

チェックリスト②

重大事態発生時の対応

チェックリスト③

対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

チェックリスト④

重大事態調査の進め方

チェックリスト⑤

調査結果の説明・公表

チェックポイント

※一部を抜粋

チェック

年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。

☐

実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。

☐

学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。

☐

「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。

☐

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。

☐

そもそもいじめを重大化させないことが重要であり学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。

☐

出典：いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）